

会議関係法令集

交通安全対策基本法

〔昭和45年6月1日
法律第110号〕

改正 昭和46年6月2日法律第98号
同 50年7月10日同 第58号
同 58年12月2日同 第80号
平成11年7月16日同 第102号
同 11年12月22日同 第160号
同 18年5月17日同 第38号
同 23年8月30日同 第105号
同 25年6月14日同 第44号
同 27年9月11日同 第66号
令和3年5月19日同 第36号

交通安全対策基本法をここに公布する。

交通安全対策基本法

目次

- 第1章 総則（第1条—第13条）
- 第2章 交通安全対策会議等（第14条—第21条）
- 第3章 交通安全計画（第22条—第28条）
- 第4章 交通の安全に関する基本的施策
 - 第1節 国の施策（第29条—第37条）
 - 第2節 地方公共団体の施策（第38条）
- 第5章 雑則（第39条）
- 附則
 - 第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（道路等の設置者等の責務）

第5条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（住民の責務）

第10条 住民は、国及び地方公共団体が実施する交通の安全に関する施策に協力する等交通の安全に

寄与するように努めなければならない。

(都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務)

第16条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- (3) 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

<関連法令>

1 項「都道府県交通安全対策会議」＝自治法138の4③・202の3、2 項1 号「都道府県交通安全計画」＝本法25、同項2 号「陸上交通」＝本法2 V

(都道府県交通安全対策会議の組織等)

第17条 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、都道府県知事をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- (2) 都道府県教育委員会の教育長
- (3) 警視総監又は道府県警察本部長
- (4) 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1 項の指定都市を包括する都道府県にあつては、指定都市の長又はその指名する職員
- (6) 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者
- (7) その他都道府県知事が必要と認めて任命する者

4 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

<関連法令>

3 項1 号「指定地方行政機関」＝本法2 XI、4 項・5 項＝令5、自治法14

(市町村交通安全対策会議)

第18条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約）で定める。

<関連法令>

1 項「市町村交通安全計画」＝本法26、「市町村交通安全対策会議」＝自治法138の4③・202の3、2 項「共同の市町村交通安全対策会議」＝自治法252の7・252の8

(関係行政機関等に対する協力要求)

第19条 中央交通安全対策会議、都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議（市町村交通安全対策会議を置かない市町村にあつては、市町村の長。次条並びに第26条第1 項及び第5 項におい

て同じ。)は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長(関係行政機関が委員会である場合にあつては、関係行政機関)及び関係地方行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の執行機関並びに政令で定めるその他の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

<関連法令>

「所掌事務」=本法14②・16②・18①③、「その他の執行機関」=自地方138の4①・180の5、「政令で定めるその他の関係者」=令6

(交通安全対策会議相互の関係)

第20条 都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議は、その所掌事務の遂行について、相互に、又はそれぞれ他の都道府県の都道府県交通安全対策会議若しくは他の市町村の市町村交通安全対策会議と協力しなければならない。

2 中央交通安全対策会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議に対し、必要な勧告をすることができる。

3 都道府県交通安全対策会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市町村交通安全対策会議に対し、必要な勧告をすることができる。

<関連法令>

「市町村交通安全対策会議の読替え規定」=本法19、「交通安全対策会議と所掌事務」=本法14・16・18

(都道府県交通安全連絡協議会)

第21条 都道府県は、その区域における海上交通又は航空交通の安全に関し、関係地方行政機関との連絡及び協議を行うため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、都道府県交通安全連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県交通安全連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

<関連法令>

1項「海上交通」=本法2Ⅵ、「航空交通」=本法2Ⅶ、「都道府県交通安全連絡協議会」=自治法138の4③・202の3

(都道府県交通安全計画等)

第25条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画(陸上交通の安全に関する部分に限る。)に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画(以下「都道府県交通安全実施計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画(陸上交通の安全に関する部分に限る。)に抵触するものであつてはならない。

4 都道府県交通安全対策会議は、第1項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 都道府県交通安全対策会議は、第3項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。

6 第4項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

<関連法令>

1項「都道府県交通安全対策会議」＝本法16、「交通安全基本計画」＝本法22

(市町村交通安全計画等)

第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。

5 市町村交通安全対策会議は、第1項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全実施計画を都道府県知事に報告しなければならない。

6 市町村長は、第4項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。

7 第2項及び第5項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

(地方公共団体の長の要請等)

第27条 地方公共団体の長は、都道府県交通安全計画又は市町村交通安全計画の的確かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、当該地方公共団体の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、これらの者が陸上交通の安全に関し処理すべき事務について、必要な要請をし、又は法令の定めるところにより必要な勧告若しくは指示をすることができる。

(地方公共団体の施策)

第38条 地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、前節に規定する国の施策に準ずる施策を講ずるものとする。

交通安全対策基本法施行令

〔 昭和 45 年 6 月 8 日 〕
〔 政 令 第 1 7 5 号 〕

改正 昭和62年3月30日政令54号

平成17年6月1日政令第203号

交通安全対策基本法施行令をここに公布する。

交通安全対策基本法施行令

内閣は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第15条第6項、第17条第5項及び第19条の規定に基づき、この政令を制定する。

（都道府県交通安全対策会議の組織及び運営の基準）

第5条 交通安全対策基本法（以下「法」という。）第17条第5項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理するものとする。
- (2) 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するものとする。
- (3) 特別委員は、東日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、都道府県知事が任命するものとする。
- (4) 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
- (5) 都道府県交通安全対策会議に、幹事を置くものとする。
- (6) 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、都道府県知事が任命するものとする。
- (7) 幹事は、都道府県交通安全対策会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐するものとする。
- (8) 委員、特別委員及び幹事は、非常勤とするものとする。
- (9) 前各号に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が都道府県交通安全対策会議に諮って定めるものとする。

神奈川県交通安全対策会議条例

昭和45年10月5日
条例第45号

改正 昭和62年3月20日条例第10号
平成17年10月18日条例第97号
平成25年10月22日条例第100号

神奈川県交通安全対策会議条例をここに公布する。

神奈川県交通安全対策会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第17条第5項の規定に基づき、神奈川県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第3条 県の部内の職員のうちから知事が指名する委員の数は2人以内とし、市町村長及び消防機関の長のうちから知事が任命する委員の数は3人以内とし、知事が必要と認めて任命する委員の数は2人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから知事が任命する委員並びに知事が必要と認めて任命する委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第4条 特別委員は、東日本旅客鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから知事が任命する。

2 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 神奈川県交通安全対策会議（以下「会議」という。）に幹事40人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(会長への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月20日条例第10号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月18日条例第97号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月22日条例第100号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成27年3月31日までの間における改正後の第3条第1項の規定の適用については、同項中「3人以内」とあるのは、「4人以内」とする。

神奈川県交通安全対策会議運営要綱

(目的)

この要綱は、神奈川県交通安全対策会議条例第6条の規定に基づき、神奈川県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第1条 会議は会長が招集し議長となる。

2 会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は会議において、必要と認めたときは幹事の出席を求めることができる。

(特別の事項の審議)

第2条 特別の事項の審議は会議で行う。

2 前項において、当該事項に係る特別委員が任命されている場合は、当該特別委員は当該会議に出席するものとする。

(代理出席)

第3条 委員（特別委員を含む）は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は委員とみなす。

(専決処分)

第4条 第2条の規定にかかわらず、緊急を要し会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は会議が処理すべき事項のうち、軽易なものについて専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により専決処分したときは、次の会議にその旨報告するものとする。

(幹事会)

第5条 会議の幹事は幹事会を組織するものとし、幹事会の議長はくらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課長をもつて充てるものとする。

2 幹事会は会長が招集する。

3 幹事会に、特定の機関のみ関連する事項を処理するため、幹事会の決定により部会をおくことができる。

(1) 部会員は幹事会の議長が指名する。

(2) 部会は幹事会の議長が招集する。

(3) 部会の議長は幹事会の議長をもつて充てる。

(事務局)

第6条 神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課に事務局をおき、会議の庶務を処理する。

2 事務局に書記若干名をおく。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、そのつど会議にはかつて決定する。

附 則

この要綱は、昭和45年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。